

# マイナンバー制度が始まります

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします。そこで、マイナンバー制度のポイントを数回に分けて紹介していきます。

**Q マイナンバー制度とは、どのような制度ですか？**

**A** マイナンバーとは、正式には「個人番号」といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」ともいいます。）は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。

このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。

**Q 今後のスケジュールは？**

**A** 町民のみなさんにマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」が、本年の10月以降、原則として住民票に記載された住所に順次郵送されます。そして、平成28年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始され、同時に申請者には「個人番号カード」の交付が始まります。

なお、平成29年1月から国の機関の間で情報のやりとりが開始され、半年後の7月から地方公共団体等の間でも情報のやりとりが開始される予定です。



↑マイナンバーキャラクター（マイナちゃん）



↑個人番号カード

## 平成27年国勢調査が実施されます

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に1度実施されます。

**○調査の期日**

平成27年10月1日

**○調査方法**

9月上旬から調査員がおうかがいします。調査員が皆様のお宅を訪問し、調査書類をお配りします。この調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査表を配布して調査を行います。

**○調査結果の利用**

議員定数の決定や地方交付税交付金の算定、社会福祉施策など、さまざまな行政施策の基礎資料や学術研究資料に利用されます。

国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

詳しくは、総務省統計局のホームページをご覧ください。  
(<http://kokusei2015.stat.go.jp/>)

**◎問い合わせ先**

役場企画財政課 ☎ (86) 1134[直通]



いつでもどこでも、便利に回答。パソコン、タブレット、スマートフォンでの回答を可能に!!

インターネット回答は **9月10日~20日**

インターネット回答がなかった世帯には調査員が調査票をお配りいたします!!

調査票での回答は **10月1日~7日**

9月10日~9月12日

インターネット回答用IDを配布

9月10日~9月20日

インターネット回答

9月26日~9月30日

調査票を配布

10月1日~10月7日

調査票提出